

添付書類(請求書・領収書等の写し)のチェックポイント

【共通】

- 宛先が「申請者」となっている。
- 発行者欄に社印がある。
- 表記内容から「補助対象経費」が確認できる。

補助対象経費とは

- ・導入する電動商用車の架装費用を含む「消費税抜き」の価格。
- ・請求書、領収証に諸経費が含まれていても良いが、金額の内訳（車両代、諸経費、消費税）が明確に書かれている必要がある。（無ければ手書き可）

【請求書】

- 車両の「車台番号」または「登録番号」（登録前の場合は希望ナンバーのみ）の記載がある。
- 発行日が【領収書】の発行日以前である。

【領収書等】

- 発行日が【請求書】の発行日以降である。
 - 車両の「車台番号」または「登録番号」（登録前の場合は希望ナンバーのみ）の記載がある。
 - 導入車両（補助対象経費）が未払いではない。
 - ・手形により導入した場合は、申請日までに決済あるいは完済の上、それを証明する書類の添付が必要。
- <例>購入先(販売会社等)が発行する「決済証明書」等
- 支払金種（現金払い、振込等）が確認できる記載がある。
 - 担当者印がある。（「担当者印が無い場合は無効」の旨但し書きがある場合に限る。）
 - ネット振込の控えや通帳コピーなどは金融機関等の公印がある場合は、領収書の代用になる。

※架装（荷台等）をセパレート発注している場合

車両本体と同様に請求書・領収書が添付されており、「車台番号」または「登録番号」（登録前の場合は希望ナンバーのみ）の記載がある。

以上、ご不明な点がございましたら下記までお気軽にお問い合わせください。

《お問合せ先》

一般財団法人 環境優良車普及機構

補助事業執行部 商用車の電動化促進事業

- ・電話 : 03-5944-0883
- ・ファクシミリ : 03-5944-0878
- ・メールアドレス : evhojo@levo.or.jp

《申請書提出先》

〒160-0004

東京都新宿区四谷二丁目14番8号 (YPCビル8F)

一般財団法人環境優良車普及機構

補助事業執行部 商用車の電動化促進事業 宛

添付書類(請求書・領収書等の写し)のチェックポイント

【共通】

- 宛先が「申請者」となっている。
- 発行者欄に社印がある。
- 表記内容から「補助対象経費」が確認できる。

補助対象経費とは

- ・事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械 器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費「消費税抜き」
- ・請求書、領収証に諸経費が含まれていても良いが、金額の内訳（工事費、設備費、業務費、事務費及び消費税）が明確に書かれている必要がある。（無ければ手書き可）

【請求書】

- 工事費、設備費、業務費及び事務費の名称の記載がある。
- 発行日が【領収書】の発行日以前である。

【領収書等】

- 発行日が【請求書】の発行日以降である。
- 充電設備の「製造番号」の記載がある。
- 工事費、設備費、業務費及び事務費の名称の記載がある。
- 導入充電設備及び工事費（補助対象経費）が未払いでない。
 - ・手形により導入した場合は、申請日までに決済あるいは完済の上、それを証明する書類の添付が必要。
- ネット振込の控えや通帳コピーなどは金融機関等の公印がある場合は、領収書の代用になる。

以上、ご不明な点がございましたら下記までお気軽にお問い合わせください。

《お問合せ先》

一般財団法人 環境優良車普及機構

補助事業執行部 商用車の電動化促進事業

- ・電話 : 03-5341-4728
- ・ファクシミリ : 03-5341-4729
- ・メールアドレス : juhojo@levo.or.jp

《申請書提出先》

〒160-0004

東京都新宿区四谷二丁目14番8号(YPCビル7F)

一般財団法人環境優良車普及機構

補助事業執行部 商用車の電動化促進事業 宛